

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された平成28年度特例子会社設立・運営支援事業及び平成29年度障害者雇用創出・拡大支援事業に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりです。

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	斎 藤 信一郎
同	西 川 均
同	亀 田 忠 彦

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

略

### 2 請求書の提出日

平成30年8月20日

### 3 請求の要旨

監査請求書及び請求人の陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

#### (1) 措置要求事項

ア 奈良県知事に対して、平成28年度特例子会社設立・運営支援事業（以下「平成28年度事業」という。）及び平成29年度障害者雇用創出・拡大支援事業（以下「平成29年度事業」という。また、平成28年度事業と合せて「両事業」という。）に係る委託料について再調査を行い、不正に処理された公金に関して受託事業者に返還請求するよう勧告することを求める。

イ 両事業に係る情報開示請求に対して虚偽的回答や開示及び隠蔽を図ったことは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に該当すること及び第30条の遵守義務違反に当たるため、本件の担当者に対して、適切な人事処分を求める。

ウ 情報開示請求に対して虚偽的回答や開示及び隠蔽を図ったことに対して、文書による謝罪と再発防止策の提出を求める。

## (2) 請求の理由

- ア 両事業終了後の実績報告書について、経費実績の明細が記載されておらず、会計報告として不透明である。両事業の担当課は、適切な会計処理及び会計報告を指導監督しなければならない立場にありながら、職務を怠り不透明な会計処理及び会計報告を容認し、受託事業者に不当な利益供与を認めた疑義がある。
- イ 両事業終了後の実績報告書について、事業当初の経費見積書に対応した会計報告になっておらず、また、実績報告額が1円の単位まで経費見積書の金額どおりで、不自然である。通常は、通信費、事務用品費等必ず端数金額が発生する。
- ウ 両事業に係る経費見積書の金額と、事業実施時に支出された金額との差額（剰余金）に関しての処理が不適切で、奈良県（以下「県」という。）へ返納されずに受託事業者の不当な利益に計上されている可能性がある。
- エ 両事業費の約半分を占める人件費に関して、出勤簿、日報、議事録等の勤務を証明する書類の情報開示請求を行ったところ、「当該文書を作成又は取得をしていない」との理由で、開示を拒否された。
- オ 両事業の経費見積書に記載されている人件費の「総責任者」と「責任者」の費用は、受託事業者において本来の業務費用であり、2重計上とも考えられる。特に「総責任者」は社長と思われ、役員報酬を受けているにもかかわらず、更に手当を受けすることは通常認められない。
- カ 平成28年度事業の経費見積書の中で「特例子会社見学会」のバス代として、100,000円が計上されていた。しかし、実際の参加者は3人のみで、バスをチャーターしたとは思えない。バス代の領収書等について情報開示請求を行ったところ、不開示となつた。
- キ 平成28年度事業の経費見積書の中で「セミナー開催のための会議室使用料及び賃借料」として20,000円×2回が計上されている。しかし、実際に使用された会議室は奈良県文化会館で、その会場使用料は7,090円×2回で14,180円だった。このことに関する領収書等について情報開示請求を行ったところ、不開示となつた。

ク 人件費等に関する書類の情報開示請求に対して「当該文書を作成又は取得をしていない」との理由で不開示となつたことについて、両事業の委託契約書の第4条に「委託業務に係る経費について、乙が管理する他の経費と区分して経理し、その使途を明らかにした帳簿及び書類を備え、これを委託業務の完了後5年間保管しておかなければならぬ。」と明記されているため、「当該文書を作成又は取得をしていない」という回答は、虚偽の回答をしたものと判断する。また、本当に受託事業者が人件費等に関する書類について作成していないのであれば、受託事業者が契約履行義務違反をしたものと思われ、これを看過した県の担当者の管理監督義務違反があつたものと思料する。

ケ 平成29年度事業の経費見積書において、精神障害者雇用ガイドブックのデザイン制作謝金として250,000円、ガイドブック印刷、製本代として、100,000円が計上されている。作成部数が2,000部なので1部当たり175円（税抜）となるが、これは市場価格を上回る単価と推察される。また、実績報告時にはセミナー開催費用と合算で報告されており、作成費の明細が不明である。

コ 特例子会社設立に係るアドバイザーの活動記録において、1日で奈良市内の企業を2社又は3社訪問した日に宿泊されているが、民間企業なら日帰り出張の業務であり、宿泊の必要はなかつたと思われる。

サ 両事業の担当課に対して、両事業の会計報告が不透明であること、特に、人件費に関する出勤簿等の実績報告がないことを指摘したところ、「奈良県のルールに基づいて処理しております問題ない」との見解を説明された。両事業のような委託契約の実績報告において、人件費に関する出勤簿等の実績報告がなくても問題ないという処理基準が本当に存在するのか。また、このような事業において、領収書等の提示は本当に必要ないのか。

#### 4 請求人から提出された事実証明書

- ① 平成28年度事業の経費見積書の写し
- ② 平成28年度事業の実績報告書の写し
- ③ 平成29年度事業の経費見積書の写し
- ④ 平成29年度事業の実績報告書の写し
- ⑤ 平成28年度事業及び平成29年度事業に係る行政文書の開示請求に対する行政文書不開示決定通知書及び行政文書一部開示決定通知書の写し
- ⑥ 平成28年度事業に係る特例子会社設立セミナーの参加者名簿の写し

- ⑦ 平成28年度事業の業務委託契約書の写し
- ⑧ 平成29年度事業の業務委託契約書の写し
- ⑨ ⑤に係る審査請求書補足説明(反論書)
- ⑩ 監査委員会陳述会資料(請求人陳述要旨)
- ⑪ 奈良県情報公開審査会への諮問について(通知)
- ⑫ 弁明書

## 第2 請求の受理

知事に対し、住民監査請求の対象事業に関して不正に処理された公金について受託事業者に返還請求するよう勧告することを求める旨の請求のうち、平成29年9月11日から平成30年4月27日までの間に支出した平成29年度事業に係る委託料2,813,292円に係る請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条で定める要件を備えているのでこれを受理し、その他の請求については、同条で定める要件を満たしていないのでこれを却下する。

その理由は、以下のとおりである。

法第242条第2項では、住民監査請求について、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

本件住民監査請求においては、県が実施した表1の1の平成28年度事業及び2の平成29年度事業に係る支出が対象とされている。

表1 本件住民監査請求において対象とされた事業

番号	事業名	契約者	支出額(円)	支出日	委託業務の概要
1	平成28年度事業	株式会社FVP (平成28年7月7日契約)	2,182,766	・平成28年9月2日 ・平成28年12月26日 ・平成29年4月28日	特例子会社の設立・運営に必要な知識や情報を提供するセミナーの開催。特例子会社を設立する事業主へのアドバイザーの派遣。
2	平成29年度事業	株式会社FVP (平成29年7月4日契約)	2,813,292	・平成29年9月11日 ・平成29年12月15日 ・平成30年4月27日	特例子会社を設立する事業主へのアドバイザーの派遣。精神障害者雇用セミナーの開催。精神障害者雇用推進ガイドブックの作成。

両事業ではそれぞれ異なる年度で公告、契約等を行っており、これらは複数年度にわたる継続事業ではなく、それぞれ単年度の別個の事業である。

そして、住民監査請求のあった平成30年8月20日は、平成28年度事業に係る支出の日から1年以上を経過している。

平成28年度事業の予算については、平成28年度2月議会提出議案の予算案の概要において、「特例子会社設立・運営支援事業 14,000千円」と記載されており、この予算案の概要は、県政情報センター及び県のホームページで確認ができる。このように、平成28年度事業について、県が委託事業を実施することは、その事業の趣旨が予算案の概要により一般の閲覧に供されていたことからみて、請求人は調査すれば知ることができたと考えるのが相当である。

したがって、平成28年度事業の支出に係る住民監査請求は、支出があった日から1年を経過し、遅延したことに法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるとはいえないため、同条で定める要件を満たしていない。

また、法第242条第1項の規定により、住民監査請求において当該地方公共団体の住民が求めることができる措置は、違法若しくは不当な財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは財産の管理を怠る事実等を改め、又は当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置であるため、請求人が求める、両事業に係る情報開示請求に対して虚偽の回答や開示及び隠蔽を図ったことについての人事処分並びに情報開示請求に対して虚偽の回答や開示及び隠蔽を図ったことに対する文書による謝罪と再発防止策の提出については、いずれも同条で定める要件を満たしていない。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成30年9月10日、法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から意見陳述書等の提出及び請求内容の補足説明があった。

#### 2 監査対象事項

本件住民監査請求については、平成29年度事業の支出である2,813,292円を、監査対象とした（以下、監査対象とした平成29年度事業を「本件委託事業」という。）。

#### 3 監査対象部局

福祉医療部

#### 4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の陳述の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成30年9月18日に陳述を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の陳述の内容等は、おむね次のとおりである。

##### (1) 本件委託事業の概要

本件委託事業は、特例子会社を設立する事業主へのアドバイザーの派遣や、精神障害者雇用セミナーの開催、精神障害者雇用推進ガイドブックの作成により、障害者雇用の創出・拡大を図るものである。

特例子会社は、障害者の雇用に特別の配慮をし、かつ、厚生労働大臣の認定を受けた子会社であり、特例子会社に雇用されている労働者については、親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率に算入することが可能となる。特例子会社を設立することにより、事業主にとっては障害の特性に配慮した仕事の確保や職場環境の整備が容易になり、障害者にとっては雇用機会の拡大につながるといったメリットがある。

また、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が新たに追加され、法定雇用率が引き上げられることから、企業は今まで以上に障害者雇用に関する幅広い知識を持ち、障害者雇用を取り巻く情勢に対応していく必要がある。

##### (2) 本件委託業務の内容

本件委託業務の概要は、次のとおりである。

- (ア) 契約日：平成29年7月4日
- (イ) 業務期間：平成29年7月4日～平成30年3月20日
- (ウ) 受託事業者：株式会社FVP
- (エ) 契約額：2,834,892円（実績報告額：2,813,292円）
- (オ) 支出額：2,813,292円
- (カ) 業務内容：具体的な事業内容は、以下のとおり。

###### ①特例子会社を設立する事業主へのアドバイザー派遣業務

県内に特例子会社を設立するために取組、調査等を行っている法人事業者からの相談に応じて、特例子会社の設立や運営について知見を有する者等をアドバイザーとして派遣

###### ②精神障害者雇用セミナー開催業務

県内の企業等における精神障害者や発達障害者の雇用を推進するために、精神障害者や発達障害者の雇用に関する幅広い情

報を提供するセミナーを開催

③精神障害者雇用推進ガイドブック作成業務

県内の企業等に対して精神障害者や発達障害者の雇用に関する知識や情報を提供し、障害者雇用をより深く理解していただくことを目的としたガイドブックを作成

(3) 本件委託事業の事務の流れ

平成29年6月2日 公告（プロポーザル方式）

【契約・支出（概算払）】

平成29年7月4日 支出負担行為（支出負担行為決議書）

契約行為（契約書）

平成29年8月28日 支出命令（支出命令書）

平成29年9月11日 支出（概算払） 2,000,000円

平成29年12月1日 支出命令（支出命令書）

平成29年12月15日 支出（概算払） 500,000円

【検査・額の確定・支出】

平成30年3月19日 検査

平成30年3月21日 支出負担行為（支出負担行為変更決議書）

平成30年3月19日 精算・額の確定

平成30年4月16日 支出命令（支出命令書）

平成30年4月27日 支出 313,292円

(4) 本件委託事業における委託業務実施報告書の確認方法

ア アドバイザー派遣業務

本件委託事業では、1名をアドバイザーとして選定し、派遣を希望する県内企業2社に対しアドバイザーを14回派遣している。派遣内容については、委託業務実施報告書（以下「実績報告書」という。）により1回1回の相手方とのやりとりが具体的に記載されていることから、十分な内容の確認を行うことができた。また、経費実績については、委託業務完了後、派遣実績に応じて精算することとしており、実績報告書により派遣経費が派遣回数（14回（上限15回））に応じて精算されていることを確認した。

また、県内企業への特例子会社設立を強力に働きかけるために、受託事業者の総責任者及びアドバイザー派遣担当者が、情報収集・提供資料収集等や事業の企画運営に真摯に取り組んだことは実績報告書や県の担当者とのやりとりからも確認ができ、その結果、訪問先の1社では特例子会社設立に向けた検討が

本格的に開始され、アドバイザー派遣の大きな成果となった。

#### イ セミナー開催及びガイドブック作成業務

「精神障害者雇用促進セミナー」については、実績報告書によると、平成29年12月7日（木）13時から16時50分まで奈良県文化会館で開催され、参加者数は56名であった。同セミナーには県の障害福祉課の職員も出席し、その実施を現地で確認した。同セミナーの内容については、精神・発達障害者の特性と雇用管理や、障害者雇用企業の事例発表（2社）、その他必要なものとして精神・発達障害者の採用の進め方の講演があった。最後に講師との交流会があり、積極的な意見交換がなされていた。仕様書に記載の内容は実施されていることを確認した。

「精神障害者雇用ガイドブック」については、A5判、20ページ（表紙・裏表紙含む）で2,000部を作成し、県の担当者が、配送によるガイドブックの納品を平成29年12月5日に確認し、ガイドブック原稿電子データ（PDF）を、受託事業者の担当者から平成29年12月4日に電子メールにて受け取った。ガイドブックの平成29年12月7日の同セミナー参加者への配付についても現地で確認した。ガイドブックの内容としては、障害者雇用の基礎知識や精神障害者の雇用の現状、各障害の特性と働く上での配慮事項、精神障害者の職場定着、県内企業の精神障害者の雇用事例（1社）、支援情報（主な支援制度、支援機関）と、その他必要なものとして精神障害者の採用の流れが掲載されている。仕様書に記載の内容は掲載されていることを確認した。

また、上記のア及びイの経費実績については、精算を要しない業務であるため、実績報告書をもって確認し、実績報告書に記載された経費実績と契約書第4条第2項の「帳簿及び書類」（会計帳簿及び請求書、領収書、金融機関への振込書等支払ったことが分かるもの。以下「支払証拠書類」という。）との突合は行っていない。

#### （5）請求人の主張に対する監査対象部局の説明

##### ア 実績報告書について、会計報告として不透明であり、受託事業者に不当な利益供与を認めた疑義がある旨の主張に対する監査対象部局の説明

本件委託事業に係る「障害者雇用創出・拡大支援事業委託契約」では、受託事業者は本件委託事業を完了した時は、アドバイザー派遣の実績（派遣日時、派遣先での対応内容等）やセミナーの開催概要（開催日時、出席者、セミナー概要等）等の実績を記載した実績報告書を提出することとしている。

同委託契約に基づき、県の担当者は提出された実績報告書を審査し、仕様書に記載の業務が適正に執行され、完了していることを確認した。

また、提出された実績報告書は県の係員や担当の課長補佐に供覧され、所属長の決裁を得ている。

以上のことから、請求人の主張する事実はない。

イ 実績報告書について、事業当初の経費見積書に対応した会計報告になっていない旨の主張に対する監査対象部局の説明

受託事業者から提出された実績報告書には、契約書及び仕様書に基づいたアドバイザー派遣業務とセミナー開催及びガイドブック作成業務の各業務の経費実績が記載されている。また、アドバイザー派遣業務については企画運営費と派遣経費の内訳が報告され、派遣経費はアドバイザーの派遣回数の実績により精算することとしているため、派遣回数により精算額の報告が行われており、会計報告として確認が必要な実績額を報告することができていると考えている。

ウ 実績報告額が1円の単位まで経費見積書の金額どおりで、不自然である旨の主張に対する監査対象部局の説明

実績報告書に記載の金額は、契約書及び仕様書に基づき県が支出する金額までの報告となっている。

派遣回数により精算することとしているアドバイザー派遣経費については、契約書及び仕様書に基づき派遣回数に応じて見積金額の1回当たりの派遣単価に実績の14回を乗じた金額で精算されている。その他の経費については、契約書に記載の金額を県が支出する金額の上限としている。そのため、県が支出する金額を超えた端数金額については報告する必要がないと考えている。

エ 本件委託事業に係る経費見積書の金額と、事業実施時に支出された金額との差額（剰余金）に関する処理が不適切である旨の主張に対する監査対象部局の説明

事業実施に関し、受託事業者と締結した契約は、特例子会社を設立する事業主へのアドバイザー派遣業務、精神障害者雇用セミナー開催及び精神障害者雇用推進ガイドブックの作成業務の実施を委託する業務請負契約であり、事業実施の中で契約時の見積額より増加した経費については、受託事業者の裁量の範囲内で他の経費の節減等により対応している。

表2及び表3のとおり、アドバイザー派遣業務の企画運営費及びセミナー開催及びガイドブック作成業務の各経費については、業務の実施に要した額（以

下「実支払額」という。)が見積額を上回っている。

また、アドバイザー派遣業務の派遣経費については、実際の回数により実績報告書で精算されている。

したがって、請求人の主張する事実はない。

表2 アドバイザー派遣業務に係る実支払額等

(※実績報告額1,413,396円)

経 費 区 分			見積額(a)	実支払額(b)	差額(b-a)		
企画運営費	人件費	総責任者	250,000円	387,532円	137,532円		
		責任者	240,000円	338,078円	98,078円		
		担当者	240,000円	46,100円	△193,900円		
	旅費	職員旅費	240,000円	4,908円	△235,092円		
		アドバイザー旅費		228,206円	228,206円		
	需用費	消耗品費	20,700円	11,386円	△9,314円		
		印刷製本費	20,000円	6,654円	△13,346円		
	役務費	通信運搬費	10,000円	6,901円	△3,099円		
		手数料	8,000円	400円	△7,600円		
	小 計		1,028,700円	1,030,165円	1,465円		
派遣経費	アドバイザー派遣		300,000円	280,000円	△20,000円		
消 費 税			106,296円	104,813円	△1,483円		
合 計			1,434,996円	1,414,978円	△20,018円		

表3 セミナー開催及びガイドブック作成業務に係る実支払額等

(※実績報告額1,399,896円)

経 費 区 分			見積額(a)	実支払額(b)	差額(b-a)		
人件費	総責任者		100,000円	196,615円	96,615円		
	責任者		270,000円	131,790円	△138,210円		
	担当者		320,000円	364,958円	44,958円		
謝金	講師謝金		40,000円	18,518円	△21,482円		
	ガイドブックデザイン謝金		250,000円	380,000円	130,000円		
旅費	職員旅費		140,000円	29,739円	△110,261円		
	講師旅費			26,463円	26,463円		
需用費	消耗品費		6,200円	13,526円	7,326円		
	印刷製本費		115,000円	110,081円	△4,919円		
役務費	通信運搬費		15,000円	6,528円	△8,472円		
	手数料			1,000円	1,000円		
使用料 賃借料	研修会議室		30,000円	13,130円	△16,870円		
	備品賃借料		10,000円	5,926円	△4,074円		
計			1,296,200円	1,298,274円	2,074円		
消 費 税			103,696円	103,861円	165円		
合 計			1,399,896円	1,402,135円	2,239円		

オ 本件委託事業の人事費の「総責任者」と「責任者」の費用は、受託事業者において本来の業務費用であり、2重計上と考えられる旨の主張に対する監査対象部局の説明

本件委託事業における総責任者は受託事業者の代表取締役で、責任者は役員又は正社員の立場にある者である。総責任者及び責任者の人事費は、本件委託事業の遂行のためにそれぞれが従事した時間、役割等に応じ精算されており、適正なものである。

また、「役員報酬を受けているのに、更に手当を受けることは通常認められない」との主張については、仮に、請求人が主張するとおり役員報酬以外の「手当」があったとしても、それは受託事業者の内部管理に属する事項であり、委託料の精算とは関係がないと考えている。

カ 本件委託事業の精神障害者雇用ガイドブックの経費見積書において、1部当たりの作成費用が市場価格を上回る単価と推察される旨の主張に対する監査対象部局の説明

「精神障害者雇用ガイドブック」は、奈良県内の企業等に対して精神障害者や発達障害者の雇用に関する知識や情報を提供し、精神障害者の雇用をより深く理解していただくことを目的として作成したものである。体裁及び作成部数は、A5判、20ページ（表紙・裏表紙含む）で2,000部を作成した。

仕様書において、原稿作成における注意事項として「わかりやすく、見やすいガイドブックとなるように、絵や写真を交えた原稿を作成すること」と指示しており、完成したガイドブックは、イラストや図表を用いることで、視覚的にもわかりやすいレイアウトになっている。また、原稿作成、デザイン制作、製版は部数に関係なく一定の費用がかかるため、印刷部数を増やすと1部当たりの単価は低下する。作成部数については、セミナーでテキストとして活用するほか、障害者の雇用義務のある企業等へも配付することとする一方で、記載内容の鮮度も考慮し、2,000部としたところである。デザイン制作費380,000円、印刷費100,000円で精算されており、1部当たり240円（税抜）となっている。デザイン制作費の増加は編集・レイアウト・デザイン作業の増加によるもので、経費の節減等により対応された。

作成したガイドブックをセミナーで配付し、テキストとして活用するため一體的な業務として実施している。契約書及び仕様書に照らし、実績報告時にガイドブック作成費としての明細を報告する義務はない。

また、県内の業者に同一条件で見積依頼をしたところ、見積額は550,000円（税抜）であり、1部当たり275円（税抜）となり、今回の1部当たり240円が

高いものとは考えていない。

キ 特例子会社設立に係るアドバイザーの活動記録について、宿泊の必要はなかったと思われる旨の主張に対する監査対象部局の説明

アドバイザーの宿泊の要否等については、移動や業務等に要する時間、前後のスケジュール、出張者の健康管理等様々な要素を総合的に勘案して、受託事業者が決定するものである。

本件委託事業のためにアドバイザーは宿泊しているが、いずれも出張先業務の終了又は開始時刻等からみて、受託事業者がアドバイザーの宿泊を認めていることについて社会通念上不当な点は見当たらないと考えている。

(6) 請求人の疑義についての会計局の説明

本件委託事業の担当課に対して、本件事業の会計報告が不透明であること、特に、人件費に関する出勤簿等の実績報告がないことを主張したところ、「奈良県のルールに基づいて処理しており問題ない」との見解を説明されたが、本件事業のような委託契約の実績報告において、人件費に関する出勤簿等の実績報告がなくても問題ないという処理基準が本当に存在するのか、という旨の疑義について、監査委員から県会計局へ照会したことに対する県会計局の説明

奈良県会計規則の施行について（平成7年4月3日付出第3号）「第3 4 支出命令について」では「(3) 上記以外で、支出命令時に添付を要する書類については、添付書類一覧表（別表2）で定める」となっており、同通知別表2では委託料は表4のとおり記載されている。

表4 添付書類一覧表

予算科目		支出負担行為のときに必要な主な書類	支出のときに必要な主な書類
節	経費の性質		
委託料		契約書及びその附属書類、見積書、予定価格調書、入札書、開札録	前金払の場合 支出負担行為のときに必要な主な書類、保証書、前金払請求書  完了払の場合 支出負担行為のときに必要な主な書類、完了届、検収調書、引渡書、完了払請求書

(注) 委託料においては、経費の性質欄は空欄

このうち、委託事業の実績確認に関する書類としては、「完了届」、「検収調書」であり、「契約書及びその附属資料」に実績確認の方法等を記載している場合はその書類も含まれる。

同通知別表2は、支出のときに必要な主な書類について定めており、委託業務が適正に完了したことを確認するためにその他必要な書類があるかなどについては、事業の目的、内容等により、事業担当部局において個別に判断することが必要である。

実績確認をする際に、委託事業の実績報告書と支出を裏付ける領収書、人件費に係る出勤簿、日報等の確認が必要か、また、委託料の支出の際に領収書、人件費に係る出勤簿、日報等の添付が必要かということについても、委託業務が適正に完了したことを確認するため、事業の目的や内容等により、事業担当部局において必要性の判断をすることとなる。

#### (7) 実支払額についての監査対象部局の説明

監査対象部局は、本件住民監査請求に対応するために、次のとおり受託事業者が保有する支払証拠書類等による確認を行った。

##### ア アドバイザー派遣業務に係る実支払額の確認

受託事業者のアドバイザー派遣業務に従事した者的人件費については、業務に従事した時間の記録、タイムカード記録（正社員）、賃金台帳により金額を確認した。従事内容は情報収集、提供資料の作成、調査、打合せ、連絡調整等業務遂行上必要なものであり、従事時間も従事内容に照らして逸脱したものは見受けられなかった。また、単価は毎月受託事業者が定例的に負担する基本給、通勤手当、法定福利費等から算出したものとなっていた。

旅費に関して、アドバイザー派遣業務に従事した者の出張旅費については、領収書により金額を確認した。アドバイザーの出張旅費については、支払明細書により金額を確認した。

需用費である消耗品費及び印刷製本費、役務費である通信運搬費、手数料については、帳簿又は振込記録により金額を確認した。

アドバイザーの謝金については、特例子会社設立支援相談実施報告書により派遣実績（14回）を確認し、支払明細書により金額を確認した。

アドバイザーの旅費については、支払明細書により金額を確認した。

表5 アドバイザー派遣業務に係る実支払額及びその金額の確認資料  
(※実績報告額1,413,396円)

経費区分			実支払額	確認資料		
企画運営費	人件費	総責任者 責任者 担当者	387,532円 338,078円 46,100円	・従事時間の記録 ・タイムカード（正社員） ・賃金台帳		
	旅費	職員旅費 アドバイザーブック旅費	4,908円 228,206円	・領収書 ・支払明細書		
	需用費	消耗品費 印刷製本費	11,386円 6,654円	・帳簿		
	役務費	通信運搬費 手数料	6,901円 400円	・帳簿 ・振込記録		
	計(a)		1,030,165円			
派遣経費	アドバイザーブック謝金	10,000円×14回	140,000円	・支払明細書		
	アドバイザーブック旅費	10,000円×14回	140,000円	・支払明細書		
	計(b)		280,000円			
計(a+b)			1,310,165円			
消費税			104,813円			
合計			1,414,978円			

#### イ セミナー開催及びガイドブック作成業務に係る実支払額の確認

受託事業者のセミナー開催及びガイドブック作成業務に従事した者的人件費については、業務に従事した時間の記録、タイムカード記録（正社員）、賃金台帳により金額を確認した。従事内容は、ガイドブックの原稿作成・編集・校正、セミナー開催準備、当日の運営等業務遂行上必要なものであり、従事時間も従事内容に照らして逸脱したものは見受けられなかった。また、単価は毎月受託事業者が定例的に負担する基本給、通勤手当、法定福利費等から算出したものとなっていた。

セミナーの講師謝金については、支払明細書と謝金受取書により確認した。

受託事業者のセミナー開催及びガイドブック作成業務に従事した者の出張旅費については、旅費計算書により金額を確認した。セミナーの講師の出張旅費については、支払明細書により金額を確認した。

ガイドブックデザイン制作謝金及びガイドブック制作に係る印刷製本費については、請求書と振込明細により金額を確認した。

需用費である消耗品費、印刷製本費、役務費である通信運搬費、手数料については、帳簿又は振込明細により金額を確認した。

使用料賃借料については、平成29年12月7日に奈良県文化会館を使用したセミナーの会場使用料（備品賃借料を含む。）であり、領収書により金額を

確認した。

表6 セミナー開催及びガイドブック作成業務に係る実支払額及びその金額の確認資料  
(※実績報告額1,399,896円)

経費区分		実支払額	確認資料
人件費	総責任者	196,615円	・従事時間の記録
	責任者	131,790円	・タイムカード（正社員）
	担当者	364,958円	・賃金台帳
謝金	講師謝金	18,518円	・支払明細書、謝金受取書
	ガイドブックデザイン謝金	380,000円	・請求書、振込明細
旅費	職員旅費	29,739円	・旅費計算書
	講師旅費	26,463円	・支払明細書
需用費	消耗品費	13,526円	・帳簿
	印刷製本費	110,081円	・請求書、振込明細
役務費	通信運搬費	6,528円	・帳簿
	手数料	1,000円	・振込明細
使用料賃借料	研修会議室	13,130円	・領収書
	備品賃借料	5,926円	
計		1,298,274円	
消費税		103,861円	
合計		1,402,135円	

#### (8) 人件費の単価の根拠及び妥当性についての監査対象部局の説明

本件委託事業に従事した者に係るそれぞれの人件費の単価については、平成29年7月から平成30年3月までの間に受託事業者が支払った月額基本給、毎月の手当（通勤手当等）及び法定福利費を合算したものを所定労働時間（1日8時間、月20日）で割り戻して算出しており、実際の支払額に基づき算出したものとなっていた。

障害者雇用に特化したコンサルティング業務に適用される一般的な単価は把握できなかったが、公表されていて参考にできるものとして国土交通省の設計業務等の労務単価がある。

#### （参考）平成29年度国土交通省の設計業務等の労務単価

職種	日額	内容
技師（A）	45,500円	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
技師（B）	37,200円	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技師（C）	30,000円	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
技術員	25,400円	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

総責任者（日額45,592円）は、本件委託事業の業務全般にわたる業務管理及び従事者の監督を行うとともに、自らが障害者雇用や特例子会社に関する知見や経験を有していて直接本業務の遂行に従事していることから、設計業務等の技師A（日額労務単価45,500円）に相当する業務内容と考えられる。

セミナー開催及びガイドブック作成業務の責任者（日額35,144円）は、民間企業における障害者雇用に関するコンサルタント業務、セミナーの企画等に豊富な経験を有し、本業務の企画・監修に従事していることから、設計業務等の技師B（日額労務単価37,200円）に相当する業務内容と考えられる。

アドバイザー派遣業務の責任者（日額19,528円）は、総責任者の指示によりアドバイザー派遣の連絡調整や情報収集等に携わっていることから、設計業務等の技師C（日額労務単価30,000円）に相当する業務内容と考えられる。

担当者（日額17,464円～20,000円）については、上司の指導のもと、ガイドブックの原稿作成、本業務に係る予算管理等に従事していることから、設計業務等の技術員（日額労務単価25,400円）に相当する業務内容と考えられる。

したがって、本件委託事業に係る人件費単価は一定の妥当性を有するものと考える。

#### (9) 監査委員の質問に対する監査対象部局の説明

ア 契約書第3条第2項において、それぞれの経費について上限金額を設定している理由及びアドバイザー派遣に係る経費について精算するとしている理由は何かとの質問に対する監査対象部局の説明

アドバイザー派遣については派遣実績（回数）で精算することとしていたことから、契約金額のうちアドバイザー派遣業務の精算の対象となる金額を明らかにするために、アドバイザー派遣業務とセミナー開催及びガイドブック作成業務のそれぞれの上限金額を契約書に記載した。

アドバイザー派遣について派遣実績（回数）で精算することとした理由は、派遣先企業側の事情等（例えば、特例子会社を設立しないと決定した場合等）により派遣回数が予定より極端に減った場合、契約金額のまま支払うことは不合理と考えられるためである。

セミナー開催及びガイドブック作成業務は精算を要しないものだが、契約総額からアドバイザー派遣業務の額を差し引いた残りの上限金額を記載したもので、セミナー開催及びガイドブック作成業務の上限金額の設定については、特段の意図はない。

イ 契約書第4条第1項において、「乙は、前条の委託料の使途を、委託業務以

外の費用に充ててはならない。」としている理由は何かとの質問に対する監査対象部局の説明

委託料は委託業務を遂行するためのものであるという委託料の一般的な性質を確認するための条項として記載した。

ウ 契約書第4条第2項において、「委託業務に係る経費について、乙が管理する他の経費と区分して経理し、その使途を明らかにした帳簿及び書類を備え」と記載しているが、受託事業者は当該委託業務に係る経費について、どのように区分して経理し、帳簿及び書類を作成していたのかとの質問に対する監査対象部局の説明

受託事業者は、請け負った様々な業務ごとに要した費用を明らかにするため原価管理を行っており、請け負った業務に直接要した費用（人件費以外）については、そのまま原価に計上し、また、間接経費については一定のルールにより請け負った業務に配賦している。

また、人件費については、従業員の身分により、役員・社員（正規・非正規）については給与台帳を、派遣社員については派遣日数（月締め）を記載した派遣元の会社からの請求書（受託事業者の手元記録と照合されたもの）をそれぞれ整備、保管していた。

#### 第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

##### 1 論点及び監査委員の判断

(1) 請求人は、本委託契約の実績報告書について、経費実績の明細が記載されておらず、会計報告として不透明であり、本事業担当課は、適切な会計処理及び会計報告を指導監督しなければならない立場にありながら、職務を怠り不透明な会計処理及び会計報告を容認し、受託事業者に不当な利益供与を認めた疑義がある旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、本委託契約では、受託事業者は事業完了後にアドバイザー派遣の実績やセミナーの開催概要等の実績を記載した実績報告書を提出することとしており、県の担当者は提出された実績報告書を審査し、仕様書に記載の業務が適正に執行され、完了していることを確認したと説明している。

上記に関して、本件委託事業の契約書の第3条第2項で、アドバイザー派遣業務、セミナー開催及びガイドブック作成業務についてそれぞれ上限額を設定していること及び同契約書の第4条第1項において「委託料の使途を、委託業務以外の費用に充ててはならない。」と記載していることから、精算することが予定されていると解され、監査対象部局は、受託事業者の実支払額が契約金額の上限に達しているのかを確認する必要があったと認められる。このことから、本件住民監査請求を受けて監査委員が調査したところ、実績報告書には具体的な使途が記載された書類がなく、実績報告書に記載されている経費実績の金額について、監査対象部局は、支出する際に受託事業者が保有する支払証拠書類による確認を行っていなかった。しかし、後述のとおり、受託事業者の実支払額は、県が支出した額を超える額となっていたことから、受託事業者に不当な利益が生じているとは認められない。

(2) 請求人は、本件委託事業終了後の実績報告書について、事業当初の経費見積書に対応した会計報告になっていない旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、受託事業者から提出された実績報告書は、契約書及び仕様書に基づいた内容が記載されており、また、アドバイザー派遣業務の中のアドバイザー派遣経費については、派遣回数で精算額の報告が行われており、会計報告として必要な内容を報告することができていると説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて監査委員が調査したところ、本委託契約の実績報告書には、次のとおり、業務ごとの経費実績しか記載されておらず、使途の具体的な内訳が明確となるような記載とはなっていなかった。

したがって、実績報告書の記載内容は、受託事業者の実支払額を支払証拠書類により容易に確認できるような記載となっていないことから、適切とは認められない。

(1) アドバイザー派遣業務（税抜） ①企画運営費 ②派遣経費 20,000円（派遣1回分の経費） × 14回（派遣回数）	① 1,028,700円 ② 280,000円
(2) セミナー開催及びガイドブック作成業務（税抜）	1,296,200円
(3) 総合計（税抜） (1)①+(1)②+(2)	2,604,900円
(4) 総合計（税込） (3) × 1.08	2,813,292円

(3) 請求人は、実績報告額が1円の単位まで経費見積書の金額どおりで不自然であり、通常は、通信費、事務用品費等必ず端数金額が発生する旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、実績報告書に記載された金額は、契約書及び仕様書に基づき県が支払う金額の上限となっており、アドバイザー派遣経費については、契約書及び仕様書に基づき派遣回数の実績に基づいて精算されており、それ以外の経費については、県が支払う金額を超えた端数金額を報告する必要がないと説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて監査委員が受託事業者から提出された支払証拠書類等を確認したところ、受託事業者の実支払額は、アドバイザー派遣業務に係る額が1,310,165円（税抜）、セミナー開催及びガイドブック作成業務に係る額が1,298,274円（税抜）であり、それぞれ実績報告額の1,308,700円（税抜）及び1,296,200円（税抜）を超える額となっていた。

そして、実績報告額については、アドバイザー派遣経費は派遣回数の実績に基づいた額が、それ以外の経費は、実支払額ではなく、契約金額の上限に合わせて契約金額の上限額と同額がそれぞれ報告されていた。

したがって、実績報告額に1円単位の端数が発生していないことについては、特に不合理なものではないと認められる。

(4) 請求人は、本件委託事業に係る経費見積書の金額と、事業実施時に支出された金額との差額（剰余金）に関する処理が不適切で、県へ返納されずに受託事業者の不当な利益に計上されている可能性がある旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、事業を実施する過程で契約時の見積額より増加した経費については、受託事業者の裁量の範囲内で経費の削減等により対応していると説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて監査委員が受託事業者から提出された支払証拠書類等を確認したところ、受託事業者の実支払額は2,817,113円であり、県が支出した2,813,292円を超える額となっていた。

したがって、受託事業者に不当な利益が生じているとは認められない。

(5) 請求人は、本件委託事業の経費見積書に記載されている人件費の「総責任者」と「責任者」の費用は、事業者において本来の業務費用であると考えられる旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、総責任者及び責任者の人件費は、本件委託事業の遂行のためそれが従事した時間、役割等に応じ精算されており、また、「役員報酬を受けているのに、更に手当を受けることは通常認められな

い」との主張については、受託事業者の内部管理に属する事項であり、委託料の精算とは関係がないと説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて監査委員が、受託事業者から総責任者、責任者及び担当者それぞれについて、本件委託業務に従事した日付、従事時間数及びその間に実施した作業内容を記載した書類の提出を受け、受託事業者に従事実績の管理方法、従事時間の計上方法、具体的な従事時間帯等について更に報告を求めるなどして、その内容について精査したところ、特に不合理な点は見受けられなかった。

さらに、それぞれの人工費の単価について、受託事業者からその計算に関する資料、賃金台帳（写し）等の提出を受けて内容を確認したところ、平成29年7月から平成30年3月の間の実際の基本給、手当及び法定福利費に基づき算出した単価となっていた。

したがって、本件委託契約に係る人工費部分の支出額は、業務従事者の基本給等に基づいた単価に、委託業務に直接従事した時間数を乗ずるなどして算出した額となっていることなどから、不当なものとはいえないと認められる。

(6) 請求人は、本件委託事業の経費見積書において、精神障害者雇用ガイドブックのデザイン制作謝金として250,000円、ガイドブック印刷、製本代として、100,000円が計上されており、1部当たりの制作費175円（税抜）は市場価格を上回る単価と推察される旨主張している。また、ガイドブックの制作費について、実績報告時にセミナー開催費用と合算で報告されているため、制作費の明細が不明である旨も合せて主張している。

このことについて、監査対象部局は、実際のガイドブックの制作費用は、デザイン制作謝金が380,000円、印刷費が100,000円で精算され、1部当たり240円（税抜）となっていることを確認し、また、県内の業者に同一条件で見積書の提出を依頼したところ、見積額は550,000円（税抜）で、1部当たりの制作費は275円（税抜）であったと説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて監査委員が調査したところ、受託事業者が、ガイドブックの制作費用として、480,000円を印刷業者に支払ったことを受託事業者から提出された領収書（写し）により確認し、また、監査対象部局が県内業者に同一条件で依頼して上記の見積書を徴していることを確認した。

したがって、ガイドブックの制作費部分の支出額は、不当といえるほど大幅に市場価格を上回っているとはいえないと認められる。

(7) 請求人は、特例子会社設立に係るアドバイザーの活動記録において、1日で奈良

市内の企業を2社又は3社訪問した日に宿泊されているが、民間企業なら日帰り出張の業務であり、宿泊の必要はなかった旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、アドバイザーの宿泊の要否等については、移動や業務等に要する時間、前後のスケジュール、出張者の健康管理等様々な要素を総合的に勘案して、受託事業者が決定するものであり、本件委託事業のための宿泊は、いずれも出張先業務の終了又は開始時刻などからみて、不当な点は見当たらないと説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて監査委員が調査したところ、本件委託事業に係るアドバイザーの宿泊について、受託事業者が実際に宿泊料をアドバイザーに支払っていたことを受託事業者から提出された支払明細書（写し）により確認した。また、本件委託事業に係るアドバイザーの宿泊日を抽出して、アドバイザーの具体的な企業訪問スケジュールを確認したところ、午後の時間帯に企業訪問した後に宿泊したり、午前の時間帯に企業訪問する予定の前日に宿泊したりしているなど、企業訪問の時間等からみて宿泊を必要としないとする理由は見当たらないと認められる。

## 2 本件委託事業に係る支出額についての監査委員の判断

本件委託事業の実績報告書に記載されている経費実績については、具体的な使途が記載された書類の添付はなく、監査対象部局は支払証拠書類による確認もしていないことから、実績報告額の妥当性について支払証拠書類に基づいて説明するよう監査対象部局に求めたところ、監査対象部局は次のとおり説明している。

監査対象部局は、実績報告額の妥当性については、前記の表5及び表6のとおり、アドバイザー派遣業務、セミナー開催及びガイドブック作成業務に係る実支払額を本件住民監査請求による監査で受託事業者から提出された支払証拠書類によって確認した。また、それぞれの実支払額が本件委託契約の契約書の第3条第2項に基づいた上限金額を上回っていたことを確認した。

上記に関して、1の(3)から(7)までのとおり、監査委員が、受託事業者から提出された支払証拠書類等を確認したところ、受託事業者の実支払額は、県が支出した額を超える額となっていたことから、受託事業者に不当な利益が生じているとはいはず、県が受託事業者に対して返還請求を行う理由はないと認められる。

## 第5 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

### 1 契約書及び仕様書の記載内容について

本件委託業務における契約の性質について、監査対象部局は精算を要しない請負契約であるという認識を示しているが、第4の1の(1)のとおり、契約書の記載からみて、それぞれ精算することが予定されていると解される。

そして、精算に当たって実支払額の確認が容易になるようにするために、受託事業者は、経費の使途の具体的な内訳を記載した書類を実績報告書に添付するよう契約書等に明記すべきであり、また、受託事業者は、人件費について業務日報等の業務実績等を記録する書類を作成しなければならない旨及びその書類を含めて支払証拠書類を保管し、県の指示により県に提示し又は提出しなければならない旨を契約書等に明記すべきであったと認められる。

## 2 実績報告書の確認について

監査対象部局は、本件委託事業における実績報告書の確認について、契約書及び仕様書に基づいて、アドバイザー派遣経費に係る派遣回数の実績の確認を行っていたものの、アドバイザー派遣業務、セミナー開催及びガイドブック作成業務の実支払額について支払証拠書類により確認していなかった。

アドバイザー派遣業務、セミナー開催及びガイドブック作成業務の経費については、第4の1の(1)のとおり、契約書の記載からみて、それぞれ精算することが予定されていると解され、実績報告書の確認に当たっては、支払証拠書類により実支払額の確認を行うべきであったのに、これを行っていないかったのは、適切とは認められない。なお、今後実績報告書の確認に当たっては確認すべき項目やその確認方法について明確にしたチェックリストを活用することが有用であると考えられる。

今後、事業を実施する際には、契約書に記載されている内容に基づき適正な事務の執行に努められたい。